## 国立病院機構沖縄病院臨床研究部規程

(目的)

第1条 臨床研究部は当施設の臨床研究活動を適正かつ活発に行うために設置する。神経・筋難病の原因解明、治療法の確立、療養の質の向上等の総合的研究を行うとともに、癌の検診・診断・治療・緩和医療等の総合的対応策の研究を目的とする。

(組織)

- 第2条 臨床研究部に部長を置く。
  - 2、臨床研究部に次ぎの研究室を置く。

【神経・筋難病研究部門】

神経・筋病態生理研究室

【呼吸器疾患研究部門】

呼吸器疾患研究室

【がん研究部門】

がん集学的治療研究室

画像・内視鏡研究室

- 3、各研究室に室長、および室員を置く。
- 4、室長は併任職員をもって充てる。
- 5、部長は院長の指揮監督のもとに臨床研究部の業務を統括する。
- 6、室長は部長の監督のもとに室員を指導し、研究についての助言と指導を行い、 研究業務を推進する。
- 7、室員は室長の指導を受け、当該研究室の業務に従事する。
- 8、高度の助言や援助をうけるために顧問を置くことができる。顧問は院長が委嘱する。
- 9、臨床研究部は、その運営のために室長会議を行う。室長会議には、部長が必要に応じて他の職員の参加を要請することができる。
- 10、研究の補助および事務業務のため、研究補助員を置くことができる。

(運営)

- 第3条 臨床研究部の円滑な運営を図るため、国立病院機構沖縄病院臨床研究部運営委員会(以下運営委員会)を置く。
  - 2、運営委員会の委員長は副院長とし、副委員長は臨床研究部長とし、委員は診療部長、各研究室長、事務部長、看護部長、薬剤科長、企画課長、管理課長、(医局長)とする。ただし、委員長が必要と認める者は委員として指名できる。
  - 3、委員長は、運営委員会を招集しその議長となる。委員長に事故あるときは副 委員長がその職務を代行する。
  - 4、運営委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

(研究内容)

- 第4条 臨床的研究、基礎的研究、他施設と共同研究を推進する。
  - 1、神経・筋疾患の疫学・診断と治療法の確立、難病の QOL 改善を含めた基礎的

- 臨床的研究
- 2、呼吸器疾患の診断と治療、リハビリに関する総合的研究
- 3、がんの検診・診断・治療・緩和医療を含めた総合的研究および集学的治療 法の研究、画像診断の確立、手術・診断機器の開発、高齢者がんの QOL を考 慮した治療法の確立等の基礎的・臨床的研究

(研究期間)

第5条 1課題の研究期間は、2年を限度とする。ただし、部長が適当と認めた場合は1 年を越えない範囲内で期間の延長をすることができる。

(研究の許可)

- 第6条 研究希望者は、研究申請書を作成し、部長に申請する(様式1)。
  - 2、研究の許可は、運営委員会、室長会議の意見を参考にして部長が行う。

(研究の取り消し)

第7条 部長は、研究部の研究業務が著しく障害されると認めた場合には、当該研究者に 対して、研究の取り消しをすることができる。

(研究業績)

- 第8条 得られた成果は、研究発表会、関係学会に発表し、広く研究者の批評を受ける。
  - 1、研究内容の詳細は、それぞれの専門誌、出版物に発表する。
  - 2、発表は、研究部に関係した発表であることを銘記する。

(業績集の作成)

第9条 学会発表の資料、研究論文のデータおよび別冊は、研究部に一括保管し、年度ご とに業績集を作成する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、臨床研究部に必要な事項は、病院長が別に定める。

## 附則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。